平成29年度

包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

概　要　版

大阪府包括外部監査人

松 葉 知 幸

第１　包括外部監査の概要

## 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び包括外部監査契約に基づく特定の事件に関する監査

## 選定した特定の事件及び監査対象期間

　 (1)　選定した特定の事件（監査テーマ）

　　公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について

　　－指定管理者制度を採用する施設を中心として－

　 (2)　外部監査対象期間

　平成28年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）。ただし、必要な範囲で過年度及び平成29年度についても監査対象とした。

## 事件を選定した理由

監査テーマの選定にあたっては、大阪府の施策としての重要度、財政への影響度、大阪府民の関心の高さ、過去の包括外部監査のテーマとの重複の有無などを考慮し、上記監査テーマを選定した。

公の施設は、地方自治法第244条第1項において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」とされている。大阪府のホームページでは現在、公の施設として72の施設が掲載されている。

公の施設については、平成15年6月の地方自治法の改正により、その管理運営に民間の能力を活用して住民サービスの向上を図り、施設の設置目的を効果的に達成することを主眼とし、併せて経費の節減を図ることを目的として指定管理者制度が導入された。大阪府は、平成17年4月、「大阪府における指定管理者制度の導入及び運用について（基本的な考え方）」を制定し、平成18年度より本格的に指定管理者制度を導入している。また、大阪府は、平成27年2月に定めた「行財政改革推進プラン（案）」に基づき、「民でできるものは民へ」の理念のもと、公の施設の民営化や指定管理者制度のより一層の導入を進めている。

指定管理者制度が大阪府において本格的に導入されてから既に10年が経過しており、その成果と課題を検証すべき時期が到来していると考えられる。また、総務省も、同制度が住民サービスの質の向上を第一の目的とする旨を指摘しているように、指定管理者制度の導入によって公共サービスの水準の確保という地方自治法改正の目的が達成されているか否かは、公の施設の利用者である大阪府民にとって重大な関心事であると考えられる。さらに、大阪府の財政にとっても、公の施設及び指定管理者制度にかかる支出は大きなものであり、重要度が高いと考えられる。過去の大阪府の包括外部監査において、公の施設や指定管理者制度を直接のテーマとしたものはないことからも、監査テーマとする意義があると考えた。

## 包括外部監査の方法

　 (1)　監査の要点

　　　　選定した監査対象施設の管理運営に関する財務事務の執行について、以下の基本的視点から監査を実施した。

　　 ア　適法性（地方自治法第2条第16項）、経済性、効率性、有効性（同法第2条第14項）。

　　 イ　住民の福祉に寄与するものであるか（同法第2条第14項）。

　　 ウ　組織及び運営の合理化が図られているか（同法第2条第15項）。

　　　　上記基本的視点の下で、公の施設に関し、特に以下の観点からの監査を行った。

　　 ①　公の施設の管理運営が適切に行われているか。

　　 ②　指定管理者制度の導入の可否の判断が適切に行われているか。

　　 ③　指定管理者の募集が適切に行われているか。競争原理が働いているか。

　　 ④　指定管理者が選定された施設において、

　　　・ 大阪府と指定管理者との間の契約等の内容は適切か。

　　　・ 設置目的に照らし、有効に利用されているか。

　　　・ 府民のニーズに沿った管理・運営がなされているか。

　　　・ 管理運営及びその評価は経済性・効率性・有効性の観点から適切に行われているか。

　　　・ ＰＤＣＡサイクルは適切に機能しているか。

　　　・ 府民サービスの向上と経費の節減がバランスを保っているか。

　 (2)　主な監査手続

　　 ア　監査手続は概ね以下の手法で行った。

　　　(ｱ)　大阪府の財政状況に関する資料の収集検討、公の施設に関する情報の収集分析

　　　(ｲ)　公の施設全般を所管する行政経営課に対して予備調査として質問表を送付し、その回答と資料の提供を受けた後、ヒアリングを実施した。

　　　(ｳ)　上記予備調査の結果を踏まえ、後述のとおり22施設を選択し、各施設の所管課に対し質問表を送付し、その回答と資料の提供を受けた後、各所管課へのヒアリングを実施した。

　　　(ｴ)　各所管課に対するヒアリングの後、指定管理者が選定されている施設については、指定管理者へ質問表を送付し、その回答と資料の提供を受けた。その後、大阪府直営の施設も含め22施設の現地に赴き、実査及び指定管理者のヒアリングを実施した。22施設への往査は、8月下旬から10月上旬にかけて実施した。

　　　(ｵ)　上記各手続後、あらためて行政経営課に対し質問表を送付し、その回答と資料の提供を受け、ヒアリングを実施した。

　　 イ　監査手続において留意した事項

　　　(ｱ)　監査対象施設の絞り込み

　　　　　 上記予備調査の終了後、大阪府の72の公の施設のうち22施設を選択し、本調査の対象とした。72という施設数は、大阪府が公開している公の施設一覧によるものである。

　　　　　 少数の施設を対象とする場合、当該施設のより詳細な監査が可能となるが、大阪府における指定管理者制度の実情と課題を検討するためには、広く横断的課題を検出することが必要であると思われた。他方、公の施設全般を対象とすることは時間的にも困難であることから、可能な限り多数かつ多様な施設を対象とする方針をとった。また、72の施設の中には、同種の施設が複数存在し、指定管理者制度の採用と直営との選択につき変遷がある施設や、過去に監査委員や包括外部監査人の監査対象となった施設、次年度に指定管理者制度を導入することが決定している施設など様々な施設がある。このような要素を考慮し、最終的に22施設を対象とすることとした。

　　　(ｲ)　補助者の担当について

対象施設及びその所管課が多数となるため、6名の補助者を2名ずつの3グループに分け、それぞれ7～8の施設を担当する体制をとった。

　　　(ｳ)　会計的視点について

補助者には、当初2名の公認会計士を含める予定であったが、利害関係に疑義が生じたため、結果として1名のみを選定した。監査における会計的視点を確認するため、監査手続の初期の段階で、地方公共団体の監査事務局での業務経験もある公認会計士の補助者に、公認会計士の視点における監査の留意点等について、監査人及び弁護士である補助者全員がレクチャーを受け、認識を共通にする会議を開催した。

また、監査手続の開始前に、大阪府の財政に詳しい公認会計士（上記補助者とは別の公認会計士）より、大阪府の財政全般に関する説明を受ける機会を持った。

　 (3)　監査対象部局

　　 ア　知事部局

　　 イ　教育庁

　　 ウ　指定管理者

## 包括外部監査人及び補助者の資格と氏名

外部監査人　弁護士　松葉知幸

補助者　　　弁護士　井上圭吾

補助者　　　弁護士　板野充倫

補助者　　　弁護士　和田義之

補助者　　　弁護士　東　尚吾

補助者　　　弁護士　片山裕介

補助者　　　公認会計士　道幸尚志

## 包括外部監査の実施期間

平成29年4月3日から平成30年1月31日まで

## 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定されている利害関係はない。

## 監査対象施設、所管課の一覧

　　＊対象施設の括弧内は施設の略称

|  |  |
| --- | --- |
| 対象施設（略称） | 担当部署 |
| 部 | 局・室 | 課・グループ |
| 近つ飛鳥博物館・近つ飛鳥風土記の丘（近つ飛鳥） | 教育庁 | 　 | 文化財保護課文化財企画グループ |
|
| 体育会館 | 教育振興室 | 保健体育課　競技スポーツグループ |
| 門真スポーツセンター（門真SC） |
| 臨海スポーツセンター（臨海SC） |
| 少年自然の家 | 市町村教育室 | 地域教育振興課社会教育グループ |
| 中央図書館 |
| 狭山池博物館 | 都市整備部 | 河川室 | 河川環境課　環境整備グループ |
| 服部緑地 | 都市計画室 | 公園課　公園活性化グループ |
| 堺泉北港の緑地 | 港湾局 | 経営振興課　施設運営グループ |
| 府営駐車場 | 交通道路室 | 都市交通課　公共交通計画グループ |
| 男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター） | 府民文化部 | 　 | 男女参画・府民協働課　男女共同参画グループ |
| 国際会議場 | 都市魅力創造局 | 企画・観光課観光振興グループ |
| 上方演芸資料館（ワッハ上方） | 文化・スポーツ室 | 文化課文化振興グループ　 |
| 江之子島文化芸術創造センター | 文化課文化創造グループ　 |
| 労働センター | 商工労働部 | 雇用推進室 | 労政課　労政・労働福祉グループ |
| 北大阪高等職業技術専門校夕陽丘高等職業技術専門校 | 人材育成課　技術専門校グループ |
| 障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪） | 福祉部 | 障がい福祉室 | 自立支援課　社会参加支援グループ |
| 青少年海洋センター・ファミリー棟 | 政策企画部 | 青少年・地域安全室 | 青少年課　健全育成グループ |
|
| 花の文化園 | 環境農林水産部 | 農政室 | 推進課　地産地消推進グループ |
| 府民の森・北河内地区 | みどり推進室 | みどり企画課　総務・自然環境グループ |

　９　監査結果の書き分け

　　　監査結果については、原則として次のとおり書き分けている。

【監査の結果】　適法性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、是正・改善を求めるもの。

【意　　　見】　監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、大阪府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解。

# 第２　公の施設及び指定管理者制度の概要

## 大阪府の公の施設

　大阪府の公の施設については、大阪府のホームページにおいて、72施設の情報が掲載されている。

## 公の施設とその管理方法の変遷

　 (1)　公の施設とは、「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする。」（地方自治法第244条第1項）との規定に基づき設置された施設である。公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例で定めることとされており（地方自治法第244条の2第1項）、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（指定管理者）に当該施設の管理を行わせることができる（地方自治法第244条の2第3項）、とされている。

　 (2)　公の施設の管理方法の変遷

　　　　地方公共団体の財産の管理のあり方については、次のような地方自治法の変遷がある。

　　　　昭和38年、管理運営の委託の規定がない営造物という概念を改め、管理を公共団体または公共的団体に委託することができる「公の施設」という規定を設けた(管理委託制度)。平成3年には、管理を委託する相手方を地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの（いわゆる第三セクター）に拡大した。そして、平成15年6月の改正で管理委託制度という方式から指定管理者制度という方式に改めるとともに管理主体を民間団体にも拡大した。

　　　　これらの変遷は、地方公共団体の直営を当然とする発想から、外部の団体に管理を委ねるという方向へのものであるが、管理する団体の範囲を民間団体に拡張した変更は、地方分権の進展と地方公共団体の財政状況を踏まえた画期的なものということができる。しかし、その後の指定管理者制度の運用においては、従来の制度の下で管理委託を受けていた公共的団体や第三セクターが指定管理者となる場合が全国的にも多くみられる。

## 大阪府における指定管理者制度の導入

　 (1)　大阪府は、平成17年4月に「大阪府における指定管理者制度の導入及び運用について（基本的な考え方）」を制定し、平成18年度より本格的に指定管理者制度の導入を開始した。

　　　　大阪府においても、指定管理者制度導入前は、多くの公の施設の管理運営を公共的団体あるいはいわゆる第三セクターに委託していた。そして、平成18年に多くの大阪府の公の施設について指定管理者制度が導入された際、指定を受けた団体・法人の多くは、従来管理業務の委託を受けていた公共的団体、第三セクターあるいはそうした団体を含む共同事業体であった。

　　　　今回の包括外部監査の対象とした22の公の施設のうち平成17年～18年に指定管理者制度が採用されたのは17施設であるが、それらの施設の指定管理者は、従前の管理を受託していた団体・法人が過半である（当時、指定管理者となった共同事業体の構成員が確認できていない施設を除くと11施設である）。指定管理者の選考の場面で、それまで運営管理に関与していたことによるノウハウ等の蓄積が有利に働いた可能性はあるが、指定管理期間終了後の新たな指定管理期間においても、それらの団体・法人の多くが再び指定管理者となっている。

　 (2)　一方、大阪府の財政状況は、「財政再建プログラム（案）」（平成20年6月）や「財政構造改革プラン（案）」（平成22年10月）などでも指摘されているように、極めて厳しいものである。そして、公の施設を含む行政財産に関しては、平成27年2月に「行財政改革推進プラン（案）」を公表し府有施設全体の計画的なマネジメントのため「ファシリティマネジメント基本方針」を策定することとし、同基本方針は同年11月に制定され、現在実施中である。

　　　　ファシリティマネジメント基本方針によると、公の施設を含む大阪府の所有する公共施設について、施設の劣化度と有効活用度という２つの評価基準にもとづいて「維持」、「建替え」、「有効活用」、「撤去・廃止」の４つの分類を行うこととしている。懸念されるのは、大阪府の財政課題が深刻になることで、この基準の適用が厳格化し、結果的に撤去や廃止対象が拡大し、府民への行政サービスの質や量が低下することである。公の施設の管理に指定管理者制度を導入した目的は、民間のノウハウ、活力を生かして府民サービスを向上させ、あわせて経費の節減を図ることである。しかし、施設の老朽化という回避できないハード面の課題をクリアーしなければ、指定管理者制度を導入し、当面一定の有効な成果が得られたとしても、将来の問題は解消されていないことになる。

　　　　大阪府の財政の今後の見通しが厳しいものとなっている事実を前提とし、公の施設の管理について今後も指定管理者制度を採用するということであれば、住民の福祉の増大のため最少の経費で最大の効果を上げるという地方自治体の責務から見て、末尾の総括的意見で述べるように、指定管理者制度の運用において、柔軟かつ大胆な改革が望まれていると考えられる。

## 大阪府における指定管理者制度の運用

　　　大阪府における指定管理者制度の運用のあり方を図示すると、次のとおりとなる。

　 (1) 公の施設

大阪府の有する施設

公の施設

「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する施設」（地方自治法（以下「法」）第244条第1項）

　 (2) 公の施設の設置・管理

公の施設の設置

　公の施設の設置及び管理に関する事項について条例で定める（法244の2）。

　※法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものは除く。

大阪府の直営管理

指定管理者による管理

* 指定管理業務の具体的内容、範囲等の検討
* 指定管理者の選定

・募集条件の整備…募集要項、審査基準、指定管理期間、参考価格、自主事業、利用料金制、リスク分担等

・※利用料金は条例の定めるところにより指定管理者が定める（法244の2⑧⑨）

・選定委員会による審査基準の審査、指定管理者候補者の選定

・議会の議決（法244の2⑥）

* 指定管理者の指定、大阪府と指定管理者との契約書（協定書）
* 指定管理業務実施

・事業計画書、事業報告書の提出（法244の2⑦）

* モニタリング、評価

・指定管理者に対する報告・調査・指示（法244の2⑩）

・指定管理者による自己評価

・所管課による評価

・指定管理者評価委員会による評価

# 第３　包括外部監査による監査の結果及び意見の一覧

　１　監査の結果及び意見の一覧は、次のとおりである。

　　　包括外部監査結果報告書においては、各施設の概要を述べた後、施設ごとに監査の結果及び意見を記載し、その後、複数の施設又は全ての施設に共通する監査の結果及び意見を記載した。さらに、末尾では、大阪府の指定管理者制度の運用状況全般に関する意見を総括的意見として述べた。しかし、概要版においては、監査の結果及び意見の要旨のみを記載した後、総括的意見の全文を掲載することとした。

　　　なお、監査の実施に際し、施設ごとの監査手続がなるべく均質なものとなるよう留意したが、包括外部監査という手続の性格、施設の特殊性、担当者の関心及び時間的制約などから、監査結果は必ずしも均質性・網羅性のあるものとはなっていない。ついては、他の施設の監査結果であっても、該当可能性のある事項については、参考としていただきたい。

**近つ飛鳥博物館・近つ飛鳥風土記の丘**

【監査の結果1】共同事業体の収支報告

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、収支報告において、共同事業体の構成員への支払を委託費名目で一括して記載しているが、そのような記載は改め、構成員ごとの収支を明らかにし、それらの合算としての共同事業体の収支を明らかにした収支報告を行うべきである。 |

【意見1】一者応募と公募・非公募の選択

|  |
| --- |
| 　近つ飛鳥では、指定管理者制度を導入した平成18年度以後、4回の公募を行っているが、いずれも一者応募で、公益財団法人大阪府文化財センター又は同センターが代表者となった共同事業体が指定管理者となっており、実質的には同一の指定管理者が継続して管理を行っている。大阪府では、公募を継続する場合、競争性を発揮する方法及び他の事業者が参入しやすい環境を検討すべきである。また、公募に価値がないと判断するなら、指定管理者によるサービスの維持・向上を促す方策を検討のうえ非公募にすることも検討すべきである。 |

【監査の結果2】管理運営業務契約書の不備

|  |
| --- |
| 　大阪府は、管理運営業務契約書の作成に際し、その内容に齟齬がないようにチェックするとともに、当該契約書において引用した別紙を添付するなど、契約書の適正性を確保すべきである。 |

【監査の結果3】施設賠償責任保険の加入義務

|  |
| --- |
| 　大阪府は、次回の指定管理者の募集に際しては、募集要項（又は指定管理者指定要件書）及び管理運営業務契約書において、指定管理者に対し大阪府も被保険者とする施設賠償責任保険への加入義務を定めるべきである。 |

【監査の結果4】事業報告書の記載内容

|  |
| --- |
| 　指定管理者が提出した平成28年度事業報告書には、指定管理者指定要件書で求められている、利用者ニーズへの対応状況、人権研修の実施状況、その他研修の実施状況についての記載がない。指定管理者は指定管理者指定要件書及び管理運営業務契約書に基づいて事業報告書を提出すべきであり、大阪府は指定管理者から提出された事業報告書を確認し、不備があれば、適正な事業報告書の提出を求めるべきである。 |

【意見2】所管課と指定管理者が会議を開催した場合の議事録作成

|  |
| --- |
| 　所管課と指定管理者は、毎月1回、定期的に指定管理業務につき協議する会議を開催しているが、協議結果につき議事録を作成していない。大阪府は指定管理者との会議を開催した場合には議事録を作成すべきである。 |

【監査の結果5】自主事業の収支報告の義務付け

|  |
| --- |
| 　近つ飛鳥の事業報告では、自主事業につき、一切の報告がされていない。指定管理者は、自主事業の収支を大阪府に報告すべきであり、大阪府は指定管理者に自主事業の報告を求めるべきである。 |

【監査の結果6】収支報告の正確性の確保（収支の一致について）

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、収支が赤字であるにもかかわらず、収支報告において収支一致との内容で報告している。しかし、指定管理者は収支が赤字の場合は赤字として報告すべきである。また、大阪府は、収支報告を受けた際にその内容を確認し正確な収支報告を求めるべきである。 |

【監査の結果7】本部経費

|  |
| --- |
| 　大阪府は、指定管理者に対し、その提出する収支報告書において、本部経費の計上の有無及び計上している場合はその額を明記することを求めるとともに、本部経費の計算方法の報告を求め、本部経費の妥当性を検討すべきである。 |

【監査の結果8】法定点検に対する対応

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、法定点検において、不良などの指摘を受けた場合は、指摘内容を一覧にして共同事業体間で情報共有を図り、速やかに補修などの対応措置をとるべきである。経過観察などとして速やかに対応措置をとらない場合は、共同事業体としてその旨を判断すべきである。 |

【監査の結果9】契約締結時における貸与物品の確認

|  |
| --- |
| 　大阪府は、指定管理者と管理運営業務契約書を締結する際には、貸与物品の存否を確認し、その内容（確認日時、確認者、物品の存否、損傷の有無など）を記録に残すべきである。 |

【監査の結果10】寄贈品の取り扱い

|  |
| --- |
| 　大阪府は、寄贈を受けた場合、所定の手続を行い、寄贈品を管理すべきである。 |

【監査の結果11】再委託の確認及び暴力団等でないことの誓約書の提出

|  |
| --- |
| １　大阪府は、指定管理者が行う再委託を承諾する場合は、再委託業務の内容のほか再委託先、再委託金額等につき情報の提供を求めるべきである。２　指定管理者は再委託先から暴力団等でないことの誓約書を徴求し、大阪府に提出すべきである。 |

【監査の結果12】評価委員会の議事録の公表

|  |
| --- |
| 　大阪府は、平成28年度第2回評価委員会の議事録を公表していなかった。評価委員会を開催した場合は、議事録を作成して、必ず公表すべきである。 |

**体育会館**

【意見3】一者応募

|  |
| --- |
| 　体育会館では、平成22年度及び平成27年度に実施した指定管理者の公募において、応募者はいずれも一者であった。大阪府は、現地説明会に参加した企業にヒアリングするなどして応募者を増やし、競争性のある募集手続にすることを検討されたい。 |

【意見4】所管課と指定管理者が会議を開催した場合の議事録作成

|  |
| --- |
| 　所管課と指定管理者は、四半期ごとに指定管理業務につき協議する会議を開催しているが、議事録は作成していない。大阪府は、会議を開催した場合、協議結果につき議事録を作成すべきである。 |

【意見5】本部経費

|  |
| --- |
| 　大阪府は、指定管理者に対し、年度報告において本社人件費の明細を求め、その額が指定管理者が応募に際して提出した指定管理者指定申請書で提案した額と同一であるかを確認されたい。 |

【意見6】会議室等の利用の促進

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、体育会館の会議室や多目的ホールの利用率を上げるため、稼働率の低い時間帯につき利用料金額を下げるなどして、稼働率を上げる方法を検討されたい。 |

【意見7】暴力団利用者の排除

|  |
| --- |
| 　大阪府は、体育会館における暴力団排除の姿勢を明確にするため、利用申込書に暴力団排除の姿勢をより明確に打ち出す記載を行うことが可能となるように、大阪府立体育会館条例施行規則を改正すべきである。 |

【監査の結果13】利用料金を減免する場合の公表など

|  |
| --- |
| 　大阪府立体育会館条例施行規則第13条第3号では、利用者間の均衡を失しない範囲内において、指定管理者が適当と認めるときは、利用料金を免除又は減額できると定められているが、指定管理者は、減免を行う場合は、予め明確な基準を文書で定め、かつ減免の内容をホームページなどにおいて公表すべきである。 |

【監査の結果14】法定点検

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、法定点検において、不備、不具合などの指摘を受けた場合は、その不備、不具合の内容及びそれに対する措置の時期、内容、又は措置をしない場合はその理由などを一覧にして組織として情報を共有し、措置すべき事項については速やかに対応すべきである。 |

【監査の結果15】契約締結時における貸与物品の確認

|  |
| --- |
| 　大阪府は、指定管理者と管理運営業務契約書を締結する際には、必ず貸与物品の存否を確認し、その内容（確認時期、確認者、確認内容など）を記録に残すべきである。 |

【意見8】再委託契約の締結時期

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、新たに指定管理者として指定を受けた場合は、再委託先との間で新たな再委託契約を締結すべきである。 |

【監査の結果16】再委託先からの暴力団等でないことの誓約書の提出

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、再委託先から暴力団等でないことの誓約書を徴求し、大阪府に提出すべきである。 |

**門真スポーツセンター**

【意見9】一者応募

|  |
| --- |
| 　門真SCでは、指定管理者の公募に際し一者応募が続いており、また現地説明会に参加する企業も1団体であって、競争性に欠けていることから、大阪府は、類似施設の指定管理者などに新規応募につき障害となっている点をヒアリングするなどして、募集要項に反映させるべきある。 |

【監査の結果17】事業報告書の記載事項

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、所管課に提出する事業報告書については、管理運営業務契約書において求められている事項を記載すべきである。 |

【意見10】会議や調査などを実施した場合の記録化

|  |
| --- |
| １　大阪府と指定管理者は、毎月1回、定期的に指定管理業務につき協議する会議を開催しているが、議事録は作成されていない。大阪府は、会議を開催した場合は、協議結果につき議事録を作成すべきである。２　大阪府は、施設を調査し、又は指定管理者の会計関係書類を確認など行っているが、その場合、調査、確認内容等を報告書などの形で記録化すべきである。 |

【意見11】キャンセル料

|  |
| --- |
| 　本施設では、利用料金徴収前に利用の取消しがなされた場合、指定管理者がキャンセル料を徴求しているが、大阪府は、その可否及び法的根拠について検討すべきである。 |

【監査の結果18】法定点検

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、法定点検において、不備、不具合などの指摘を受けた場合は、その内容及びそれに対する措置の時期、内容、又は措置をしない場合はその理由などを一覧にして組織として情報を共有し、措置すべき事項については速やかに対応すべきである。 |

【監査の結果19】貸与物品の確認の記録化及び備品ラベルの貼付

|  |
| --- |
| １　大阪府は、指定管理者と管理運営業務契約書を締結する際には、必ず貸与物品の存否を確認し、その内容を記録に残すべきである。２　大阪府は、大阪府所有の備品に大阪府所定の備品ラベルが貼付されていない場合は、所定の備品ラベルを貼付すべきである。 |

【意見12】指定管理者の貸与物品の確認

|  |
| --- |
| 　大阪府は、指定管理者への貸与物品が多種、大量に存する施設については、貸与物品の管理及び確認方法を検討されたい。 |

【意見13】再委託契約の締結時期

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、公募により新たに指定管理者となった場合は、再委託契約については新たな契約を締結すべきである。 |

**臨海スポーツセンター**

【意見14】一者応募

|  |
| --- |
| 　臨海SCでは、指定管理者の公募に際し一者応募が続いており、また現地説明会に参加する企業も1団体であって、競争性に欠けていることから、大阪府は、類似施設の指定管理者などに新規応募につき障害となっている点をヒアリングなどして、募集要項に反映させるべきある。 |

【意見15】納付金の参考価格

|  |
| --- |
| 　大阪府は、指定管理者の公募時の納付金の参考価格を定める際、施設の実情を反映した適正な価格とするよう検討されたい。 |

【意見16】調査などを実施した場合の記録化

|  |
| --- |
| 　大阪府は、施設を調査し、又は指定管理者の会計関係書類の確認など行っているが、その場合、調査、確認内容等を報告書などの形で記録化すべきである。 |

【意見17】本部経費

|  |
| --- |
| 　大阪府は、指定管理者から本部経費の算出方法につき説明を受け、その妥当性を検討すべきである。 |

【意見18】キャンセル料

|  |
| --- |
| 　本施設では、利用料金徴収前に利用の取消しがなされた場合、指定管理者がキャンセル料を徴求しているが、大阪府は、その可否及び法的根拠について検討すべきである。 |

【監査の結果20】法定点検

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、法定点検において、不備、不具合などの指摘を受けた場合は、その不備、不具合の内容及びそれに対する措置の時期、内容、又は措置をしない場合はその理由などを一覧にして組織として情報を共有し、措置すべき事項については速やかに対応すべきである。 |

【監査の結果21】貸与物品の確認の記録化及び備品ラベルの貼付

|  |
| --- |
| １　大阪府では、指定管理者との管理運営業務契約書締結時及び指定管理者が毎年3月と9月の貸与物品の保管状況にかかる報告書を提出する前に貸与物品の現物確認を行っているとのことであるが、貸与物品の現物確認を行った場合は、その内容（確認日時、確認者、確認内容など）を書面で記録化すべきである。２　大阪府は、現物確認を行った際に、大阪府所有の備品に備品ラベルが貼付されていない又は判読できない備品ラベルが貼付されている場合は、所定の備品ラベルを貼付すべきである。 |

【監査の結果22】再委託契約の締結時期

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、新たに指定管理者となった場合は、再委託契約については新たな契約を締結すべきである。 |

**体育会館、門真SC、臨海SC**

【監査の結果23】募集要項の内容についての適切性の確保

|  |
| --- |
| 　大阪府は、募集要項において、申請者の資格として「民法上の公益法人」を記載しているが、民法上の公益法人は制度として存在しないため、削除すべきである。 |

【意見19】開館日、開館時間に関する民間による柔軟な運営

|  |
| --- |
| 　大阪府は、民間による柔軟な運営をさせるため、臨時に、閉館日を開館日とすること、開館時間を早めること、閉館時間を延長することについては、大阪府の承認を不要とし、「指定管理者が相当と認めるとき」は行うことができるとの規則改正を検討されたい。 |

【意見20】利用申込日に関する規則の改正及び周知

|  |
| --- |
| １　体育会館、臨海SC及び門真SCの利用申込みは、各規則上は、利用日の2か月前までを原則とし、特別の理由があると認めるときはこの限りではない、とされている（各規則第4条第1項）。しかし、各施設では支障が生じない限り2か月前までの申込みでなくても利用承認を行っており、規則と実務には齟齬が生じている。大阪府は規則を実務に合わせるように改正すべきである。２　体育会館及び門真SCでは、2か月前までの申込みでなくても利用承認をしていることにつきホームページ上で公開していない。体育会館及び門真SCの指定管理者は上記取扱いをホームページにおいて公開すべきである。 |

【意見21】評価委員会の活性化

|  |
| --- |
| 　大阪府は、年2回開催されている大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会において、委員からの積極的かつ有意義な発言を促す工夫をすべきである。 |

【監査の結果24】評価委員会の議事録における出席委員、欠席委員の氏名の明示

|  |
| --- |
| 　大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会の議事録には、出席委員、欠席委員の氏名が明示されていないが、大阪府は議事録を作成する場合、出席委員、欠席委員の氏名を明示すべきである。 |

**体育会館、臨海SC**

【監査の結果25】開館時間の臨時変更に関する規則の改訂

|  |
| --- |
| 　大阪府立体育会館条例施行規則第2条第1項及び臨海センタースポーツセンター条例施行規則第2条1項ただし書の「特別の理由があると認めるときは、」との文言は不要であり、大阪府はこれを削除すべきである。 |

**少年自然の家**

【監査の結果26】基本情報の正確性

|  |
| --- |
| 　大阪府は、基本情報において正確な情報を提供すべきである。 |

【監査の結果27】管理運営業務契約書に添付すべき貸与物品リストの添付漏れ

|  |
| --- |
| 　大阪府は、管理運営業務契約書に添付すべき書類を添付し、適正な管理運営業務契約書を作成すべきである。 |

【監査の結果28】事業報告書の提出時期

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、管理運営業務契約書に定められた事業報告書の提出期限を遵守すべきである。 |

【監査の結果29】自主事業該当性の判断、事業計画書及び事業報告書の記載内容

|  |
| --- |
| １　指定管理者は、自主事業に該当する事業を整理した上で、自主事業の収支を正確に把握すべきである。２　指定管理者は、管理運営業務契約書によって定められた事業区分に従い、事業計画書及び事業報告書を作成すべきである。 |

【意見22】本部経費の明確化

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、本部経費の金額、本部経費の計算方法及び本部経費を収支報告書のどの費目に計上したのか等が明らかとなるよう収支報告書を作成すべきである。 |

【意見23】民間による柔軟な運営

|  |
| --- |
| 　大阪府と指定管理者は、条例によって「日帰り」「宿泊」という利用形態の区分がされている場合であっても、協議により、「日帰り」「宿泊」の時間を季節に応じて柔軟に変更し、利用者サービスの向上を図ることを検討すべきである。 |

【監査の結果30】貸与物品管理（指定管理期間終了時の確認）

|  |
| --- |
| 　従前の指定管理者と同一の指定管理者が選定された場合であっても、従前の指定管理期間の終了に際しては、指定管理者と大阪府の双方が立ち会いのもとで、貸与物品のチェックをして、その結果を記載した報告書を作成すべきである。 |

【意見24】貸与物品管理（確認方法）

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、貸与物品の有無をチェックする際は、物品の有無確認欄がある備品一覧表を用いるべきである。 |

【監査の結果31】領収書管理

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、連番が付された手書きの領収書の束を使用する際には、ページを空けて使用すべきではない。また、連番が付された領収書が、ページを空けて使用されているのを発見した場合は、連番を修正すべきである。 |

【意見25】再委託における主要な業務

|  |
| --- |
| 　大阪府は、当該施設における主要な業務がどのような業務を指すのかについて、あらかじめ所管課としての見解を指定管理者に対して示した上で、指定管理者と共通認識を持つべきである。 |

【監査の結果32】人権研修の実施の有無

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、事業計画書に全従業員に対する人権研修を行うことを記載しているから、これを遵守すべきである。 |

【監査の結果33】人権研修以外の研修の実施の有無

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、指定申請書に、防災研修、AED・心肺蘇生法講習を実施することを記載しており、これらの講習を実施すべきである。 |

【監査の結果34】評価委員会の議事録管理

|  |
| --- |
| 　大阪府は、評価委員会において欠席委員がいる場合、出席した委員の氏名、欠席した委員の氏名を評価委員会議事録に記載すべきである。 |

**中央図書館**

【意見26】基本情報の数値に誤りがあった場合の所管課の対応

|  |
| --- |
| 　大阪府は、基本情報に掲載された数値に誤りを見つけた場合、速やかに、基本情報の担当部署である行政経営課に対して、数値の修正を求めるべきである。 |

【意見27】共同事業体間の会議の議事録の作成

|  |
| --- |
| 　指定管理者が共同事業体の場合、構成団体間における会議の議事録を作成すべきである。 |

【監査の結果35】共同事業体の預金名義

|  |
| --- |
| 　公の施設の指定管理業務に係る出入金に利用する預金口座の名義は、指定管理者である共同事業体の預金であることを明確にするため、共同事業体名に代表者名を冠した名義とすべきである。 |

【監査の結果36】募集要項と契約条項の齟齬（再委託の範囲）

|  |
| --- |
| 　大阪府の書面による事前の承諾があった場合に主要な管理運営業務を再委託できることとするのであれば、大阪府は、募集要項にもその旨を記載しておくべきである。 |

【監査の結果37】施設賠償責任保険への加入など

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、大阪府を施設賠償責任保険の被保険者に追加した上で、所管課に対して保険証券の写しを提出すべきである。また、大阪府は、指定管理者から、施設賠償責任保険の保険証券の提出を受けて、契約内容を確認し、不備があれば指定管理者に対して指導をすべきである。 |

【監査の結果38】事業報告書の数値が不正確

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、事業報告書における施設の利用状況について、正確な数値を記載すべきである。 |

【監査の結果39】収支報告が不十分（自主事業の支出の報告が無い）

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、収支報告書の作成に際して、管理運営業務契約書で定められた自主事業の支出の報告をすべきである。 |

【意見28】本部経費

|  |
| --- |
| １　指定管理者は、本部経費の金額、本部経費の計算方法、本部経費を収支報告書のどの費目にあげたのか等が明らかとなる内容の収支報告書を作成すべきである。２　指定管理者は、本部経費の金額を事前に決めていたのであれば、指定管理者の収入の多寡により本部経費の額を増減させるべきではない。３　大阪府は、指定管理者の本部経費の金額、本部経費の計算方法、本部経費を収支報告書のどの費目にあげたのか等を正確に把握すべきである。 |

【意見29】民間による柔軟な運営

|  |
| --- |
| 　ホール附帯設備の利用料金について、条例の別表では利用時間ごとの料金区分が設定されていなくとも、指定管理者は、所管課との協議を経た上で、大阪府からの承認を得て、条例の別表の範囲内で、利用時間ごとの料金区分をして、利用者が利用しやすいような柔軟な運営に努めるべきである。 |

【意見30】貸与物品管理（所管課）

|  |
| --- |
| 　大阪府は、建築予算や設備予算で購入した物品のうち、建物に備え付けられておらず設備に該当しない物品を指定管理者に対して貸与する場合、上記物品を貸与物品リストに追加すべきである。 |

【監査の結果40】【意見31】再委託業者の選定

|  |
| --- |
| 【監査の結果】１　指定管理者は、指定管理業務であるカフェスペースの運営業務を、指定管理者ではない者と「協働」運営すべきではない。２　指定管理者は、現在、カフェスペースの運営を行っている業者に関し、大阪府から再委託の承認を受けていないため、速やかに、大阪府との協議の上、大阪府からの承認を受けるべきである。【意見】　大阪府は、今後、指定管理者によるカフェスペースの運営実態が、大阪府による事前の承諾が必要な場合であるか否かを事前に検討すべきである。 |

【意見32】【監査の結果41】再委託の範囲の確認、暴力団等でないことの誓約書のひな形

|  |
| --- |
| 【意見】　大阪府及び指定管理者は、暴力団等でないことの誓約書の徴求及び大阪府の承諾が必要とされる主要な業務の範囲について事前に共通認識を有しておくべきである。【監査の結果】　大阪府は、管理運営業務契約書に基づき添付される別紙7「誓約書」のひな形の記載を訂正すべきである。 |

**狭山池博物館**

【意見33】基本情報の更新時期

|  |
| --- |
| 　大阪府は、所管課に変更があった場合は、基本情報を速やかに更新すべきである。 |

【監査の結果42】保守点検に対する対応の記録方法

|  |
| --- |
| 　大阪府は、保守点検における多数の指摘事項のうち、修繕・取替の必要性が高いのはどの事項であるのか、直ぐには対応しないと判断したのはどの事項であるのか、直ぐには対応しないと判断した理由は何であるのか等について、一覧性のある形で記録しておくべきである。 |

【意見34】備品の保管場所

|  |
| --- |
| 　大阪府は、備品の保管場所の変更があれば、備品一覧表の保管場所の記載を変更されたい。 |

【監査の結果43】図録出納簿への検印漏れ

|  |
| --- |
| 　大阪府は、責任者が図録の販売状況を毎日チェックしているのであれば、1か月分の図録出納簿のデータをプリントアウトした書類にまとめて検印を押捺するのではなく、毎日作成している手書きの図録出納簿に検印を押捺すべきである。 |

**服部緑地**

【意見35】基本情報の更新時期

|  |
| --- |
| 　大阪府は、事業報告書に基づき、速やかに指定管理者の決算を基本情報に反映すべきである。 |

【意見36】基本情報における内容

|  |
| --- |
| 　大阪府は、基本情報に大阪府営19公園の財政状況を合算して掲載すべきではなく、個々の公園ごとの財政状況を掲載すべきである。 |

【監査の結果44】府営公園管理要領と契約条項の齟齬

|  |
| --- |
| 　大阪府の書面による事前の承諾があった場合に主要な管理運営業務を再委託できることとするのであれば、大阪府は、募集要項及び府営公園管理要領にもその旨を記載すべきである。 |

【意見37】事業計画書の記載内容

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、事業計画書において、指定管理者が企画するイベントごとに、参加見込人数などの検証可能な具体的数値目標を記載すべきである。 |

【意見38】事業報告書の記載内容

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、事業報告書において、事業計画書で提案した事業を履行できたかどうかを、一覧性がある形で記載すべきである。 |

【意見39】収支報告が不十分（自主事業の支出の報告がない）

|  |
| --- |
| 　大阪府は、指定管理者に対して、自主事業の収支報告をさせるよう協議するとともに、次回の指定時には、指定管理者に対して、自主事業の収支報告を義務付けるべきである。 |

【意見40】利用料金の減免

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、本施設の利用料金の減免事由をホームページ等で明らかにすることにより、大阪府民の平等な利用の機会を確保すべきである。 |

【意見41】貸与物品管理（貸与物品の範囲）

|  |
| --- |
| 　大阪府は、「貸与物品一覧表」を作成する際、「備品」以外の貸与物品についても記載すべきである。 |

【意見42】貸与物品管理（指定管理者による報告）

|  |
| --- |
| 　大阪府は、貸与物品の保管状況につき、指定管理者に報告を義務付けるべきである。 |

【監査の結果45】貸与物品管理（指定管理期間終了時の確認）

|  |
| --- |
| 　従前の指定管理者と同一の指定管理者が選定された場合であっても、従前の指定管理期間の終了に際しては、指定管理者と大阪府の双方が立ち会いのもとで、貸与物品のチェックをして、返還届に代えて、その結果を記載した報告書を作成すべきである。 |

【意見43】現金管理

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、現金管理にあたり、入金機を導入して、1日ごとに売上金を入金して、金庫内で現金を保管することのリスクを最小限に留めるべきである。 |

【意見44】再委託の確認

|  |
| --- |
| 　大阪府は、少なくとも、野外音楽堂の運営管理やバーベキュー施設貸出等業務といった業務の再委託については、大阪府による事前の承諾が必要とすべきである。また、指定管理者は、速やかに、これらの業務の再委託に対する大阪府の承諾を得るべきである。 |

【意見45】人権研修の実施

|  |
| --- |
| 　共同事業体を構成する各構成団体が、それぞれ人権研修を実施しているのであれば、共同事業体の代表者は、各構成団体による人権研修の実施状況を把握した上で、事業報告書に記載すべきである。　 |

【監査の結果46】業務履行の記録の不備

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、駐車場の売上日報の金額を毎日チェックしたのであれば、売上日報の徴収者と確認者の欄に検印を押捺すべきである。 |

【意見46】指定管理者による自己評価

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、指定申請時に提案した事業の履行状況を自己評価するに際して、提案時の事業を、自己評価する年度に実施していないのであれば、「未実施」という自己評価をすべきである。また、提案時の事業から事業内容を変更したのであれば、事業内容を変更して実施したという自己評価をすべきである。 |

**堺泉北港の緑地（汐見公園、なぎさ公園、助松埠頭中央緑地）**

【意見47】公の施設としてのあり方

|  |
| --- |
| 　大阪府は、本施設を泉大津市へ移管することや、指定管理期間を延長することも含め、今後のあり方を柔軟に検討し、早急に対応方針を定め、泉大津市との協議を進めるべきである。 |

【意見48】基本情報の内容

|  |
| --- |
| 　大阪府は、府の港湾事業全体の収支ではなく、本施設に限定した収支を算定し、基本情報において開示すべきである。 |

【意見49】大阪府民に対する効果的な広報

|  |
| --- |
| 　大阪府と指定管理者は、速やかに協議を行い、より効果的な広報活動を行う手段について、検討すべきである。 |

【監査の結果47】施行規則と契約書等との齟齬

|  |
| --- |
| １　大阪府と指定管理者は、速やかに協議を行い、大阪府港湾施設条例施行規則の規定と整合するように、管理運営業務基本協定書第７条第１項の事業報告書の提出期限を「毎年度終了後30日以内」に変更する旨の書面による合意をすべきである。　　また、大阪府は、今後の指定管理者の選定に際しては、大阪府港湾施設条例及び同施行規則と指定要件書及び管理運営業務基本協定書の記載との間に齟齬が生じないよう留意すべきである。２　大阪府は、速やかに指定管理者と協議の上、管理運営業務基本協定書第18条第2項の誤記を訂正する旨の書面による合意をすべきである。３　大阪府は、速やかに指定管理者と協議の上、管理運営業務基本協定書第21条第1項の「停止させる」との文言を「解除する」に変更する旨の書面による合意をすべきである。 |

【監査の結果48】事業計画書及び事業報告書の提出時期

|  |
| --- |
| １　指定管理者は、事業計画書、収支計画書、管理体制計画書及び事業報告書の提出期限を遵守すべきである。２　大阪府は、指定管理者に対し、上記各書類の提出期限を遵守するよう厳格に求めるべきである。 |

【監査の結果49】事業計画書及び事業報告書の記載内容

|  |
| --- |
| １　指定管理者は、速やかに、平成28年度の事業報告書について、より充実した内容のものを作成し直し、大阪府へ提出すべきである。２　大阪府は、指定管理者が提出した事業計画書、収支計画書、管理体制計画書及び事業報告書について、その内容を十分に確認し、不十分なものであれば、再提出等を求めるべきである。 |

【監査の結果50】使用許可及び利用料金の収納のあり方

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、再委託先の職員に対し、使用許可及び利用料金の徴収を事実上行わせる運用を廃止すべきである。 |

【意見50】利用料金の妥当性

|  |
| --- |
| 　大阪府は、指定管理者との間で、本施設のうちなぎさ公園の利用料金を段階的に値上げし、助松埠頭中央緑地のテニスコートと同程度の水準に近付ける方策について協議すべきである。 |

【監査の結果51】再委託の承諾のあり方

|  |
| --- |
| １　指定管理者は、今後、再委託の必要が生じた場合には、「やむを得ない理由」を明示した上で承諾を求めるべきである。２　大阪府は、今後、指定管理者から再委託の承諾の求めがあった際、具体的に事情を確認した上で、「やむを得ない理由」の有無を検討すべきである。 |

【監査の結果52】人権研修の実施

|  |
| --- |
| 　管理運営業務基本協定書第14条の定めは、指定管理者が、（再委託先も含め）実際に現場で管理運営業務に従事する職員に人権研修を受講させることを目的とするものであるから、指定管理者は、全員ではないとしても、泉大津市の担当者及び再委託先の職員のうち相当数が出席する形の人権研修を実施すべきである。  |

【監査の結果53】不法占拠の解消に向けた措置

|  |
| --- |
| 　大阪府及び指定管理者は、不法占拠者に対し、可能な範囲で必要な生活支援を行うことを検討すると同時に退去の実現に向けて粘り強く説得を続け、それでも退去に至らない場合には、訴訟等の法的措置を講ずることも検討すべきである。 |

**府営駐車場**

【意見51】基本情報の内容

|  |
| --- |
| 　大阪府は、基本情報を開示する際、指定管理者が赤字を補填するために支出した金額は収入として計上せず、管理運営業務の収支の実態が明らかとなるよう表示すべきである。 |

【意見52】選定基準

|  |
| --- |
| １　大阪府は、他の公の施設と同様に、納付金の金額とその他の考慮要素を織り交ぜて一段階で審査することにより、指定管理者の選定を行うべきである。２　大阪府は、納付金の金額のみによって選定結果が左右されることが少なくなるよう、同項目に対する配点及び得点の算出方法に関し、十分な検討を行うべきである。 |

【意見53】事業報告書の記載内容

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、事業計画書に記載した利用予定台数や収支見込等を事業報告書にも引用し、一見して目標の達成度を確認できるようにすべきである。 |

【監査の結果54】事業報告書の記載内容

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、速やかに平成28年度の人権研修の実施状況を記載した補充の事業報告書を作成し、大阪府へ提出すべきである。  |

【意見54】管理室の有効活用

|  |
| --- |
| 　大阪府は、無人管理を継続するのであれば、江坂駐車場と新石切駐車場の管理室を有効に活用する方策について、検討すべきである。 |

【監査の結果55】倉庫室の扉の修繕

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、早急に江坂駐車場の倉庫室の扉の修繕を行うべきである。 |

【監査の結果56】【意見55】再委託の確認

|  |
| --- |
| 【監査の結果】　大阪府と、指定管理者は、再委託の承認の内容と実際の契約形態が異なっていること及び「管理運営業務の遂行管理」の再委託に当たる可能性のある広範な再委託がなされていることに関し、どのように対処すべきかを速やかに協議すべきである。【意見】　再委託を承認するか否かを判断する際、大阪府は契約書案の開示を求めるべきである。また、再委託契約の締結後には、指定管理者から契約書の写しの提出を受けるべきである。 |

【意見56】利用約款

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、約款について、文字の大きさにも留意した上で、利用者の目に触れやすい場所に掲示するなどの措置を講ずるべきである。 |

【監査の結果57】放置車両への対応

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、本施設に放置された車両を撤去させる際には、法令の規定に沿った手続によるべきである。 |

**男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）**

【意見57】中長期の修繕計画

|  |
| --- |
| １　大阪府は、本施設の設備に関する補修計画について、指定管理期間とは関係なく、状況に応じ、適宜更新を行うべきである。２　大阪府は、本施設の建物の躯体そのものに関し、早急に現在の状態を把握した上で、中長期的な修繕計画を策定すべきである。 |

【意見58】基本情報の内容

|  |
| --- |
| 　大阪府は、基本情報を開示する際、指定管理者の収支が実質的に赤字であれば、その旨を確認できるよう表示すべきである。 |

【監査の結果58】共同事業体との契約

|  |
| --- |
| １　大阪府及び指定管理者は、管理運営業務契約書にドーン運営共同体（現在の指定管理者）の構成員名を明記すべきである。２　大阪府は、指定管理者と協議の上、ドーン運営共同体の各構成員が、大阪府に対し、連帯責任を負う旨の文書を取り交わすよう努めるべきである。 |

【意見59】選定基準における価格点の算定方法

|  |
| --- |
| １　大阪府は、次回の公募時においては、提案価格（大阪府が支払う委託料）に対する配点が50点を占めることの妥当性について、所管課と行政経営課との間で十分かつ柔軟な協議を行い、適切な審査基準を作成するよう努めるべきである。２　大阪府は、選定時に用いる評価基準において、提案価格の点数を「最低価格÷提案価格」との方式で算定するのではなく、より合理的な算定方式を用いることができないか、十分に検討すべきである。 |

【意見60】【監査の結果59】契約書の不備

|  |
| --- |
| 【意見】　大阪府は、次回の指定管理者との契約に際しては、利用料金制を採用すること及び基本修繕費の返納に関する事項などの金銭の支払いを伴う重要な事項について、募集要項を援用するだけにとどめず、管理運営業務契約書の本文に明記すべきである。【監査の結果】　大阪府は、指定管理者と速やかに協議の上、管理運営業務契約書第19条第2項の誤記を訂正する旨の書面による合意をすべきである。 |

【監査の結果60】事業報告書の記載内容

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、利用者ニーズ（傾向・分析）への対応状況及び人権研修の実施状況に記載した補充の報告書を作成し、速やかに大阪府へ提出すべきである。 |

【意見61】所管課と指定管理者との協議

|  |
| --- |
| 　大阪府と指定管理者との会議において協議した内容については、少なくともその要旨を記載した議事録を作成すべきである。 |

【意見62】納付金の算定方法の明示

|  |
| --- |
| 　大阪府は、次回の指定の際、管理運営業務契約書に納付金の算定方法を明記すべきである。 |

【監査の結果61】利用の優先関係

|  |
| --- |
| 　指定管理者又はその構成員（一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団が大阪府男女共同参画推進事業の受託者として大阪府との契約に基づき利用する場合を除く）がホール又は会議室等の施設を利用する際には、一般の利用者と同様の手続により、予約受付を行うべきである。 |

【意見63】地下プール跡地

|  |
| --- |
| 　大阪府及び指定管理者は、地下プール跡地を現状のまま放置して衛生面や建物への悪影響が生じるおそれがないか、常に注意を払い、定期的に確認すべきである。 |

【意見64】再委託の承認のあり方

|  |
| --- |
| 　大阪府は、再委託を承認するか否かを検討するに際し、指定管理者に対し、再委託に関する契約書案の提出を求め、再委託先の属性のみならず、再委託する業務の範囲や契約内容等を総合的に勘案した上、承諾の是非を決定するべきである。また、再委託契約締結後、大阪府は、指定管理者に対し、契約書の写しの提出を求めるべきである。 |

**国際会議場（グランキューブ大阪）**

【意見65】中長期の修繕計画

|  |
| --- |
| 　大阪府は、本施設の中長期修繕計画を具体的に策定すべきである。 |

【監査の結果62】基本情報の記載の適切性

|  |
| --- |
| 　大阪府は、基本情報に関し、記載の適切性について確認しておくべきである。 |

【監査の結果63】募集要項の適切性（形式的な点）

|  |
| --- |
| 　募集要項における「申請者の資格」中に、「民法上の公益法人」との記載があるが、法改正により「民法上の公益法人」は存在しないので、次回の公募時における募集要項においては、当該記載について大阪府は、「一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人」等の記載に改めるべきである。 |

【意見66】選定時の審査基準における価格点

|  |
| --- |
| 　大阪府は、指定管理者選定時の審査基準における価格点について、一律に「50点」とするのではなく、施設に応じた柔軟な選定を行うべきである。 |

【監査の結果64】契約条項と募集要項の齟齬

|  |
| --- |
| 　大阪府は、指定管理者からの再委託を認める業務の範囲について、契約書条項と募集要項との間で齟齬が生じないようにすべきである。 |

【意見67】事業報告書の記載内容

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、募集要項及び契約書で求められている人権研修を実施した場合は、事業報告書において、その実施内容と受講状況を明記すべきである。また、大阪府は、指定管理者に対し、募集要項及び契約書において、人権研修の実施内容及び受講状況を事業報告書へ記載することを求めるべきである。 |

【意見68】指定管理者との協議実施時の議事録作成

|  |
| --- |
| 　大阪府は、指定管理者と定例的な協議を行う際、議事録を作成すべきである。 |

【意見69】キャンセル料

|  |
| --- |
| 　大阪府は、本施設において指定管理者が利用申込みを取消した者に対して請求しているキャンセル料について、請求の可否及び法的根拠について検討すべきである。 |

【監査の結果65】再委託の場合の暴力団等でないことの誓約書

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、再委託先から暴力団等に該当しない旨の誓約書を取得した場合は、速やかに大阪府に提出すべきである。 |

**上方演芸資料館（ワッハ上方）**

【意見70】公の施設の管理の在り方

|  |
| --- |
| 　大阪府は、本施設の効率的な運営を実現するために、施設の運営方針等について抜本的な改革方法を検討すべきである。 |

【意見71】施設の成果指標など

|  |
| --- |
| 　大阪府は、本施設の主目的である資料・情報の蓄積と継承について、当該資料がいかに府民サービスに供されるのかという利用の視点も踏まえながら、実効的な評価指標を定めるべきである。 |

【意見72】事業計画書の作成

|  |
| --- |
| 　大阪府は、直営施設であっても毎事業年度において事業計画書を作成することを検討すべきである。 |

**江之子島文化芸術創造センター（enoco）**

【意見73】自主事業と委託事業の区分

|  |
| --- |
| 　大阪府は、次回の指定管理者募集時には、自主事業に該当するか否かの明確な基準を募集要項において明示すべきである。 |

【監査の結果66】共同事業体の収支

|  |
| --- |
| 　大阪府は、指定管理者が共同事業体である場合、共同事業体の構成員ごとの収支を合算した共同事業体としての収支を報告させるべきである。 |

【意見74】共同事業体の預金名義

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、指定管理業務に関する収支を明確にするため、グループの名称に代表者名を冠した別口預金口座を作成すべきである。 |

【意見75】一者応募

|  |
| --- |
| 　大阪府は、指定管理者の公募の際、一者応募にとどまった点について、その原因分析を行い、適切な募集の条件を検討した上で、募集要項に反映させるべきである。 |

【監査の結果67】事業計画書の提出時期

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、管理運営業務契約書において定められた期間内に事業計画書を提出すべきである。 |

【監査の結果68】利用料金の減免

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、利用料金の減免基準をホームページ等で公開すべきである。 |

【意見76】現金管理

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、本施設において保管する現金の上限を定めるべきである。 |

**労働センター**

【意見77】公募における不適切な対応等

|  |
| --- |
| 　平成25年9月の指定管理者公募時の募集要項において、本施設の貸会議室内の机・椅子等（会議用物品）を新たな指定管理者が用意する必要がある旨が記載されているが、これは施設内の会議用物品の所有権が指定管理者にあることに起因するものである。この結果、当時の指定管理者を除く応募者は、別途会議用物品につき多額の購入費用を負担することとなる。この募集条件は、他の応募予定者にとっては当時の指定管理者より不利な条件であったといえる。　また、応募を検討している者から質問のあった貸会議室に必須である机・椅子類の種類及び数量等について大阪府が実質的に開示しなかったのは、不適切な対応であったといわざるを得ない。　今後、大阪府では、上記の点を含め、不公平な公募条件にならないように留意するとともに、応募検討者からの質問には不公平が生じないよう真摯に対応すべきである。 |

【意見78】施設の維持補修に関するリスク分担

|  |
| --- |
| 　大阪府は、本施設の施設・設備・外構の経年劣化による維持補修について、大阪府の負担と指定管理者の負担の区分について合理的な基準を検討すべきである。 |

【意見79】中長期修繕計画

|  |
| --- |
| 　大阪府は、指定管理者の協力を得て、本施設について、中長期の修繕計画を検討すべきである。 |

【監査の結果69】共同事業体における収支の開示

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、大阪府に対し、各構成団体の収支を合算した共同事業体としての収支を報告すべきである。 |

【意見80】選定時の審査基準における価格点

|  |
| --- |
| 　大阪府は、募集要項における納付金に関する価格点の算出方法について、上限額を設けず、提案価格とより連動した価格点を算出するような審査基準を検討すべきである。 |

【意見81】再委託の承認時の契約金額の確認

|  |
| --- |
| 　大阪府は、指定管理者による再委託を承認するか否かを判断するに際し、委託業務及び再委託先の属性のみならず、契約内容及び契約金額も確認すべきである。 |

**北大阪高等職業技術専門校**

【意見82】基本情報の内容

|  |
| --- |
| 　大阪府は、可能な限り、高等職業技術専門校の各校の情報を開示すべきである。 |

【意見83】定員の充足等

|  |
| --- |
| 　本施設は、職業訓練校として様々な有用な設備を有しているが、定員を充足していない訓練科目が存在している。施設の性質上、入校者の募集方法には様々な制約があるものの、すべての訓練科目で定員を充足するよう、積極的な施策を検討する必要がある。短期のテクノ講座についても、企業ニーズを踏まえた講座内容を検討する等内容の充実を図り、より多くの人々に受講してもらうように積極的にＰＲすべきである。 |

**夕陽丘高等職業技術専門校**

【監査の結果70】収支報告書の誤り

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、大阪府に提出する収支報告書につき、十分確認の上、誤りのないものを提出すべきである。 |

【意見84】10万円未満の物品の現物確認

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、10万円未満の物品（消耗品）であっても、施設において必要とされ、使用する物品については、定期的に現物確認を実施すべきである。 |

【意見85】指定管理制度の終了

|  |
| --- |
| 　本施設において、指定管理者制度を採用して実施されていた事務系の訓練科目については、平成30年4月以降、民間教育訓練機関の委託訓練の中で対応するという方針が決定している。指定管理者制度の終了にあたっては、5年間の指定管理期間の総括として、指定管理者制度のメリット・デメリットを分析するとともに、そこで得たノウハウを今後の大阪府の直営校を含めた施策に活かすべきである。 |

**障がい者交流促進センター**

【意見86】中長期の修繕計画

|  |
| --- |
| 　大阪府は、本施設の中長期の修繕計画を策定すべきである。 |

【意見87】中長期的な運営方針

|  |
| --- |
| 　大阪府は、本施設の目的及び中長期の運営方針を明確にすべきである。 |

【意見88】施設目的に即した目標設定

|  |
| --- |
| 　大阪府は、本施設の現在の目的・意義に即して、施設の効果を測る適切な指標を設定すべきである。 |

【監査の結果71】公の施設の基本情報変更にあたっての協議

|  |
| --- |
| 　大阪府は、公の施設の基本情報の記載について、施設の目的や実情が適切に反映されているか否かを常に適切に把握し、修正の必要がある場合は、所管課と行政経営課の間で十分に協議を行ったうえで修正すべきである。 |

【意見89】事業計画における数値目標

|  |
| --- |
| １　大阪府は、指定管理者に対し、年度ごとの事業計画において数値目標を設定させる等により、年度ごとの評価をより分かり易くすべきである。２　指定管理者は、事業計画において具体的な数値目標を設定すべきである。 |

【監査の結果72】募集要項と契約書の齟齬（再委託）

|  |
| --- |
| 　大阪府は、指定管理者の募集要項と委託契約書の再委託についての記載の齟齬を正すべきである。 |

【意見90】一者応募（審査基準見直し・指定管理期間の長期化）

|  |
| --- |
| 　大阪府は、指定管理者の募集段階で、一者応募にとどまった点について、その原因分析等を行うとともに、価格点以外の要素をより評価する方向での審査基準の見直しや指定管理期間をより長期に設定すること等も検討すべきである。 |

【監査の結果73】管理運営委託料の返金精算処理

|  |
| --- |
| 　大阪府は、指定管理者の経費削減に向けたインセンティブが損なわれないよう、返金精算処理のルールをより具体的に定めるべきである。 |

【監査の結果74】施設賠償責任保険契約

|  |
| --- |
| 　大阪府は、委託契約において指定管理者に施設賠償責任保険の加入を義務づけるとともに、指定管理者が加入する施設賠償責任保険契約については、大阪府を被保険者に追加すること、及び、指定管理業務開始にあたって、その保険証券の写しを提出することを義務づけるべきである。 |

【意見91】協議録等の作成保存

|  |
| --- |
| 　大阪府と指定管理者は、毎年実施している運営協議会、その他管理運営に関する協議等について、議事録その他記録の作成保存を徹底すべきである。 |

【意見92】本部経費

|  |
| --- |
| 　大阪府は、毎年度、指定管理者が提出する収支報告等において、本部経費が計上されているか否かを明記するよう求めるとともに、計上されている場合、その計算方法、考え方についても報告を求めるべきである。 |

【監査の結果75】物品管理

|  |
| --- |
| １　大阪府は、大阪府所有の貸与物品の一覧表作成を徹底すべきである。２　大阪府は、指定管理者が購入した備品等について、指定管理期間終了後の取扱いについても委託契約書上明記すべきである。 |

【意見93】人権研修の実施

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、本施設の運営管理に携わる職員に広く人権研修を実施すべきである。 |

【監査の結果76】使用料減免手続

|  |
| --- |
| １　大阪府及び指定管理者は、大阪府立障がい者交流促進センター使用料徴収等事務取扱要領に則って使用料減免手続をすべきである。２　同要領が、本施設の運用実態にそぐわない場合には、より効率的な要領に改めるか、利用料金制の導入も検討すべきである。 |

**青少年海洋センター、ファミリー棟**

【意見94】中長期の修繕計画

|  |
| --- |
| 　大阪府は、本施設の中長期の修繕計画を策定すべきである。 |

【意見95】ファミリー棟の今後のあり方

|  |
| --- |
| 　大阪府は、特にファミリー棟の今後のあり方を踏まえて、本施設の中長期の運営方針を策定すべきである。 |

【意見96】事業計画における数値目標

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、事業計画において当該年度に重点的に取り組む目標を明確にすべきである。 |

【監査の結果77】共同事業体における契約書（当事者欄）

|  |
| --- |
| 　大阪府は、大阪府立青少年海洋センター管理運営業務契約書の受託者（乙）欄には、共同事業体名及び代表法人の表示を求めるべきである。 |

【意見97】一者応募

|  |
| --- |
| 　大阪府は、指定管理者の募集段階で、一者応募にとどまった点について、その原因分析等を踏まえ、競争性を確保できる応募のあり方を検討すべきである。 |

【監査の結果78】施設賠償責任保険加入の義務付け

|  |
| --- |
| 　大阪府は、委託契約において指定管理者に施設賠償責任保険の加入及び大阪府を被保険者とすることを義務づけるとともに、指定管理者が加入する施設賠償責任保険契約については、指定管理業務開始にあたって、その保険証券の写しを徴求するべきである。 |

【意見98】協議録等の作成保存

|  |
| --- |
| 　大阪府と指定管理者は、施設の運営管理に関する協議を行う際には、議事録その他記録の作成・保存を徹底するべきである。 |

【意見99】本部経費

|  |
| --- |
| 　大阪府は、毎年度、指定管理者が提出する収支報告書等において、本部経費が計上されているか否かを明記するよう求めるとともに、計上されている場合、その計算方法、考え方についても収支報告書等において明記させるべきである。 |

【意見100】備品管理

|  |
| --- |
| 　大阪府は、施設内にある府貸与備品の備品ラベルを契約書添付の貸与備品一覧と照合しやすいよう現在の備品番号や所管課を反映した新たな備品ラベルを貼付しなおすとともに、備品のみならず大阪府の貸与する物品の一覧表を作成すべきである。 |

【監査の結果79】現金管理

|  |
| --- |
| １　指定管理者は、利用料金収入とつり銭用（両替用）現金とを明確に区別して管理するべきである。２　指定管理者は、金庫内管理現金額が一定額以上の高額になった場合には金融機関への預入処理を速やかに実施する等、その管理方法を見直すべきである。 |

【監査の結果80】在庫管理

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、青少年海洋センター内で実施している物品販売について、棚卸しを実施するなど、在庫管理を適切に行うべきである。 |

【監査の結果81】収入管理事務の徹底（領収印の漏れ）

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、利用料金収入の収受の際の領収印漏れのないよう領収事務を徹底すべきである。 |

【監査の結果82】自動販売機収入の計上

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、大阪府に提出する収支報告において、自動販売機による収入を全て計上すべきである。 |

**花の文化園**

【意見101】中長期の維持管理計画

|  |
| --- |
| 　大阪府は、施設・設備の中長期的な維持管理に関する計画を早期に策定すべきである。 |

【監査の結果83】共同事業体との契約

|  |
| --- |
| １　大阪府及び指定管理者は、管理運営業務契約書に共同事業体の全構成員名を明記すべきである。２　大阪府は、速やかに指定管理者と協議の上、指定管理者の構成員が大阪府に対し、連帯して責任を負う旨の書面による合意をするよう努めるべきである。 |

【監査の結果84】売店及びレストランの収支の帰属

|  |
| --- |
| 　大阪府は、速やかに指定管理者と協議を行い、指定管理者に売店及びレストランの収支を帰属させることの根拠を明確にしておくべきである。 |

【意見102】参考価格（指定管理料の算定根拠）

|  |
| --- |
| 　大阪府は、過去の実績値のみを考慮するのではなく、独自に他の要素も勘案した上、総合的な見地から参考価格を算定すべきである。  |

【監査の結果85】事業計画書の提出時期

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、今後、事業計画書の提出期限を遵守すべきである。 |

【意見103】会議室などの利用促進

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、ホームページ（特にトップページ）において、施設の貸出しを行っていることをよりわかりやすく表示するなど、より効果的な利用促進策を講ずるべきである。 |

【意見104】再委託の承認

|  |
| --- |
| １　大阪府は、再委託を承諾するか否かを検討するに際し、指定管理者より、事前に契約書案を提出させ、再委託の対象となる業務の範囲、再々委託の可否、営業秘密や個人情報の取扱い、指定管理者による再委託先に対する監督体制は十分であるかといった要素を含めて総合的に判断すべきである。２　また、大阪府は、再委託を承認した後、承認したとおりに再委託がなされているか否かを確認するため、指定管理者が再委託先と締結した契約書の写しを提出させるべきである。 |

**大阪府民の森（北河内地区）**

【意見105】事業計画における数値目標

|  |
| --- |
| １　大阪府は、指定管理者に対し、年度ごとの事業計画において数値目標を設定させる等により、年度ごとの評価をより分かり易くすべきである。２　指定管理者は、事業計画において具体的な数値目標を設定すべきである。 |

【意見106】一者応募・継続受託

|  |
| --- |
| 　大阪府は、指定管理者の募集段階で、一者応募にとどまった点について、その原因分析等を行い、参考価格設定に活かすとともに、価格点の見直しも検討すべきである。 |

【意見107】収支報告と本部経費

|  |
| --- |
| １　指定管理者は、指定管理者の収支報告のうち「一般管理費・諸経費」として計上されている金額については、収支差額を計上するのではなく、指定管理事業に関して直接支出した費用あるいは本部経費等の間接経費として算出した金額を計上すべきである。２　指定管理者は、本部経費等の間接経費を計上する場合は、その計算方法及び考え方を収支報告において明記すべきである。 |

【意見108】再委託

|  |
| --- |
| 　大阪府は、「大阪府民の森（北河内地区）管理運営業務契約書」あるいは募集要項において、大阪府の事前の書面承諾が必要な再委託の範囲について、基準を明確にすべきである。 |

【監査の結果86】施設賠償責任保険への加入義務

|  |
| --- |
| 　大阪府は、委託契約において指定管理者に施設賠償責任保険の加入及び大阪府を被保険者とすることを義務づけるとともに、現在、指定管理者が加入する施設賠償責任保険契約については、大阪府を追加被保険者として追加するよう求めるべきである。 |

【意見109】物品管理

|  |
| --- |
| 　大阪府は、大阪府所有の貸与物品を特定するとともに、指定管理者購入の物品類について、一覧表を作成のうえ、貸与物品の管理が行えるようにすべきである。 |

【意見110】駐車サービス券の管理

|  |
| --- |
| 　指定管理者は、駐車サービス券の管理については、残数把握が正確にできるよう管理台帳を作成すべきである。 |

**施設全般**

【意見111】基本情報の更新及び内容

|  |
| --- |
| １　大阪府は、基本情報に記載されている内容につき、速やかに最新の情報を把握し、その内容に更新すべきである。２　大阪府は、可能な範囲で基本情報の内容をチェックし、正確な情報の開示に努めるべきである。３　大阪府は、基本情報につき、可能な限り個々の公の施設の情報を記載するようにすべきである。 |

【意見112】施設のホームページのあり方

|  |
| --- |
| 　大阪府は、指定管理者が作成する公の施設のホームページの内容につき、一定の基準を示すことを検討すべきである。 |

【監査の結果87】共同事業体との契約書の整備

|  |
| --- |
| １　大阪府は、共同事業体が指定管理者となる場合の管理運営業務契約書において、 (1) 共同事業体の構成員名を明記すべきである。 (2) 共同事業体の各構成員が、大阪府に対し、連帯責任を負う旨の文言を記載すべきである。２　大阪府は「運用マニュアル」において、共同事業体を指定管理者とする場合の記載内容を前項に従って改訂すべきである。３　大阪府は、共同事業体が指定管理者になる場合、事業の収支計画及び事業報告の収支報告において、構成員ごとの管理運営委託事業にかかる収支を合算した金額を報告するよう「運用マニュアル」「募集要項」において記載し、各所管課に周知を図るべきである。 |

【意見113】再委託の範囲、再委託に関する事前承諾

|  |
| --- |
| １　大阪府は、運用マニュアル準則例11の管理運営業務契約書第19条（第三者への委託の禁止等）の文言を改訂し、管理運営業務の全部または主要な部分の再委託を禁止するとともに、主要な部分を各公の施設に応じて具体的に特定するよう求める文言を記載するべきである。２　大阪府は、同準則例において、業務の一部の再委託については事前の承諾が必要であるとする文言を記載するべきである。３　大阪府は、同準則例において、事前の承諾に際しては再委託契約の内容を所管課において十分に把握する仕組みを設ける旨の記載をすべきである。 |

【意見114】施設の維持補修に関するリスク分担

|  |
| --- |
| 　大阪府は、各施設の施設・設備・外構の維持補修について、府の負担と指定管理者の負担の区分について合理的な基準を検討するべきである。 |

【意見115】再委託の場合の暴力団等でないことの誓約書の徴求

|  |
| --- |
| 　大阪府は、指定管理者が業務委託（再委託）を行う場合、契約金額の多寡にかかわらず、すべての再委託先から暴力団等でないことの誓約書（反社誓約書）を取得するよう求めるべきである。 |

【監査の結果88】指定の取消しと契約の解除

|  |
| --- |
| 　大阪府は、運用マニュアル、準則例3「募集要項」、準則例11「管理運営業務契約書」の各記載について、大阪府や指定管理者の契約解除権を定める記載・条項は削除し、指定管理者への指定の取消しを基本とする規定とするべきである。 |

【意見116】本部経費

|  |
| --- |
| 　大阪府は、指定管理者の募集に際し、公の施設の管理運営業務にかかる収支計画の中に、本部経費を計上するか否か、及び、本部経費を計上する場合にはその計上の基準を明示させるべきである。 |

【監査の結果89】施設賠償責任保険への加入など

|  |
| --- |
| １　大阪府は、公の施設の各所管課に対し、公の施設の利用者に損害が発生した場合に備えて、速やかに、次の指導をすべきである。　① 指定管理者に対して、指定管理者が被保険者となる施設賠償責任保険に加入させること。　② 指定管理者に対して、大阪府を被保険者として追加させること。　③ 指定管理者に対して、施設賠償責任保険の契約内容を証する書面を提出させること。２　大阪府は、今後の指定管理者の募集においては、「運用マニュアル」準則例3の指定管理者募集要項や準則例11の管理運営業務契約書に関し、上記１①～③を追記するよう訂正すべきである。 |

【意見117】自主事業の収支報告

|  |
| --- |
| 　大阪府は、指定管理者が行う自主事業について、収入支出のいずれについても区分して事業報告書に記載するよう、「運用マニュアル」準則例3の指定管理者募集要項及び準則例11の管理運営業務契約書を改訂すべきである。 |

【意見118】選定時の審査基準における価格点

|  |
| --- |
| １　大阪府は、指定管理者の選定委員会における審査基準において、提案価格に対する配点を原則50点とすることに関し、施設所管課と行政経営課との間で十分な協議を行い、施設の特質等に応じ、より柔軟に価格点の割合を定めるべきである。２　大阪府は、選定委員会の審査基準において、価格点の算定方式について、単純に提案価格自体に得点を比例させる計算式（満点×提案価格のうち最低の価格÷提案価格＝得点）によって算定するのではなく、より実情に即した合理的な算定方式を用いるよう十分に検討すべきである。 |

【監査の結果90】文書管理

|  |
| --- |
| １　大阪府は、指定管理者に係る運用マニュアルにおいて、指定管理者による文書の保管義務、大阪府への提出義務及び後任の指定管理者への引継義務等について記載すると共に、準則例11の契約書においても、少なくとも指定期間を含む一定期間の文書保管義務、大阪府への提出義務及び後任の指定管理者への引継義務に関する規定を設けるよう改訂すべきである。２　大阪府は、現在の指定管理者との間で協議し、管理運営業務に関する文書について、保管義務、大阪府への提出義務及び文書引継義務を定めた合意文書を締結するよう努めるべきである。 |

【意見119】物品管理

|  |
| --- |
| １　大阪府は指定管理者制度を採用する施設における物品の管理については、大阪府の備品管理のルールに加え、一層管理を適正に行うようルールを定め、運用マニュアルや、準則例11(管理運営業務契約書)に明記することを検討すべきである。２　指定管理業務に必要な物品については、指定管理者が購入した物品も含め、その引継ぎが円滑にすすめられるよう、運用マニュアルや準則例11に、規定を設けるべきである。 |

【意見120】管理運営業務契約書におけるその他の問題点

|  |
| --- |
| １　大阪府は、募集要項の内容と管理運営業務契約書の内容との間で齟齬が生じないよう留意すべきである。２　大阪府は、指定管理者との間で締結する管理運営業務契約書において、利用料金制の採用のような基本的かつ重要な事項については、募集要項を援用するにとどめず、契約書本文に明記すべきである。 |

【意見121】キャンセル料

|  |
| --- |
| 　大阪府は、公の施設の利用料金徴収前に利用申込みが取り消された場合のキャンセル料について、指定管理者による徴収の可否及び法的根拠の検討を行った上、各施設における取扱いを統一すべきである。 |

２　総括的意見

(1)【意見122】

　　　大阪府は、指定管理者制度を採用する施設について

　　 ア　民間団体が、指定管理者になろうとするインセンティブを高めるため、以下のような項目について、柔軟な制度設計により運用するよう検討するべきである。

　　　(ｱ) 利用料金制や自主事業などにおいて指定管理者の創意工夫により公の施設が活性化することで生まれた利益の相当部分を指定管理者に配分すること。

　　　(ｲ) 当該施設の設置目的、状況に応じ、①募集時の指定管理委託料や納付金の参考価格決定方法､②納付金を納付した後に生じる利益の配分､③選定時の評価項目の配点、計算方法、④指定管理期間、⑤利用料金、⑥自主事業、⑦奨励金の導入、など柔軟に検討すること。

　　 イ　前項の運用改善とあわせて、指定管理者の当該施設の収支状況をより一層明確に把握できるよう運用マニュアル、募集要項、管理運営業務契約書を改善するべきである。

　 (2)　事実関係および理由

　　 ア　本年度の包括外部監査は、大阪府直営の3施設を含む22の公の施設を対象とした。行政経営課、各施設を所轄する16の所轄課及び指定管理者からの資料提供やヒアリングにより、これら多様な施設の管理運営の実情を調査することにより、多数の監査の結果・意見を提出することとなった。そして、多数の施設を監査した結果、大阪府における公の施設の管理運営全般の将来像に関し、意見を述べることとした。こうした全般的意見は、特定の所轄課だけの対応を求めるものではなく、むしろ大阪府における関係する部署の横断的な取り組みを必要とするものである。

イ　公の施設の管理運営に、民間活力を活用して住民サービスの向上を図り、あわせて経費の削減を図るという制度目的で、指定管理者制度は導入された（平成15年度の地方自治法改正）。大阪府においても平成18年度から本格的に導入が進められ、以来10年余が経過した。指定管理者制度の第一の目的は住民サービスの向上を図ることにあったが、大阪府に限らず多くの自治体においては、それぞれの厳しい財政状況の下で、指定管理者制度について、経費節減により比重を置いた運用がなされてきた。このことは、様々な文献や報告書で指摘されている。そのため、総務省において、住民サービスの向上が第一義であるとの注意喚起を各自治体に通知する状況が生まれた(平成22年12月28日付総務省自治行政局長「指定管理者制度の運用について」)。

　　また、地域総合整備財団の報告によると経費節減効果は制度導入時が最大であり、年を重ねるごとに乏しくなると指摘されている。そのような状況下でさらなる経費節減を推し進めるならば、民間団体が指定管理者に応募しようとする意欲は薄れ、結果的に住民サービスの低下をもたらし、制度自体の存在意義が失われることになりかねない。

ウ　このような危惧は大阪府においても当てはまると考えられる。すなわち、「第３　公の施設及び指定管理者制度の概要」で述べたように、大阪府の財政の今後の見通しは極めて厳しいものとなっている。大阪府のファシリティマネジメント基本方針の枠組みによると、公の施設についても現状のままでは、売却や撤去・廃止といった方針がとられる施設が増大することが考えられる。財政状況と公の施設の目的(住民の福祉)とのバランスの中で府民の理解を得られる範囲で、こうした方向が採用されることがあるのはやむを得ない。しかし、住民の福祉の増大という地方公共団体の基本的な使命を達成するため、府民の利用を目的とする公の施設については、現在の法制度の下で最大級の工夫と努力をすることが求められる。

　　指定管理者制度の下、これまでの経費削減の効果を維持し、あるいは経費の増加を抑える一方で、住民サービスの向上を図るためには、まさに民間活力の活用を最大限図る必要がある。しかし、現在の多くの施設では民間活力の活用という面よりも、経費削減に比重を置いた運用がなされている。たとえば、指定管理者募集時に設定される指定管理委託料の参考価格は、前年までの実績を基に更に削減する傾向にある。また現状でも指定管理者の収支が赤字となっている施設が少なくない。指定管理者が経費削減努力により収支を改善したとしても、次の募集時の指定管理委託料の参考価格が更に減額され、あるいは納付金の参考価格が更に増額されることになれば、民間団体が応募するインセンティブは働かなくなる。また、納付金制度が採用されている施設において納付金納付後の利益についてもその相当部分を大阪府に納付する仕組みとなっている施設もある。指定管理者選定時の審査基準では、価格点を50点とすることを原則とし、その計算方式も比較的少額の差が大きな点数の差となる計算方式がとられている。価格点以外の項目における有意な点差が、少額の価格の差で逆転するということも起こっている。経費節減のためやむを得ない面はあるものの、当該施設の特色を踏まえ、柔軟な対応が望まれる（行政機関内部の役割分担を考えると、施設の実情をよく知る所管課において、柔軟な運用の必要性をより具体的、説得的に説明する必要がある）。

　　こうした状況下で、指定管理者は、コスト削減の圧力もあり、長期展望に立って、施設の改善を検討することや人的あるいは物的投資を行うことが困難となっていると考えられる。施設で働く職員についても、長期雇用を前提とした採用は困難である。

　　過去の地方自治法の発想もそうであったように、公の施設で利益を得ることは否定されるべきだという考え方がいまだに強く残っていると考えられる。公の施設の管理運営が直営や公共的団体、第三セクターなどへの委託に限定されていた制度の下では、こうした発想を肯定することになる。しかし、現在の指定管理者制度はその発想の変革を求める制度であると考えるべきである。とりわけ、厳しい財政状況の中で住民福祉の増大を目指すのであれば、こうした従来の発想からの脱却が必要であると考えられる。

エ　今回監査対象とした施設の中には、指定管理者への応募者を確保するため、募集にあたって所管課が様々な関係団体などに働きかけを行っている場合もある。一者応募や、指定管理者の固定化など、競争原理が働いていないか働きが乏しい状況が生まれている。こうした状況の下では、所管課が次期指定管理者募集時において応募者が出現しないことをおそれ、現在の指定管理者に厳格に対応することが困難となるのではないかという懸念も生じる。自主事業の扱いも施設によって区々であり、その収支を所管課に報告する必要がないとする施設や収支の報告が不十分である施設もある。施設の改修修繕についても、そのリスク分担が必ずしも明確でないため、応募時におけるリスク判断が困難であると考えられるとともに、指定管理期間においても指定管理者が把握している改修や修繕の必要性が所管課に十分に伝わっていないのではないかと懸念される施設もある。また、本部経費の計上のルールが明確でない施設、共同事業体の代表から他の構成員への支払いが委託費という名目で支払われ、受け取った構成員の収支が報告されていない施設、再委託契約の内容の把握が十分でない施設など、課題のある施設が多数存在した。こうした状況は、指定管理者制度の適正かつ健全な運用という観点からは問題がある。本報告書で各施設について監査の結果あるいは意見を述べている内容の多くは、このような運用の現状を改善しようとするものである。

　　しかし、先に述べたように、指定管理者制度が有効かつ効率的に運用されるためには、指定管理者の管理運営業務の適正さとその収支状況の透明化を求めるだけでは十分ではない。

　　指定管理者制度を採用する以上、指定管理者が民間のノウハウや活力を発揮し、住民サービスの向上を図ることができるようにしなければならない。そのためには、指定管理者が民間事業者として、当該施設での管理運営業務により、適正な利益を確保できるようにすることが必要である。

　　そうした状況を作り出すためには、まず、様々な民間団体が管理運営のノウハウを競う状況が用意されなければならない。公募時に、民間事業者が指定管理者になろうとするインセンティブを高める条件設定が必要である。条件設定にあたっては、文化施設、スポーツ施設、福祉施設、公園等各施設の設置目的と特色を十分に考慮すべきことになる。募集時の、指定管理料や納付金の参考価格の決め方への配慮、納付金納付後の利益配分割合への配慮、選定時の審査基準の配点や計算方法の柔軟性、指定管理期間の検討、利用料金制導入の検討、自主事業の範囲やその収益についての扱い方の検討、さらには、一定の成果に対する報奨金制度の導入など、種々の方策が総合的に検討される必要がある。

オ　究極的には、公の施設として施設を維持してゆくかどうかの判断が前提となるが、公の施設として維持管理してゆく以上、経費をなくすことはできず、また、無限の経費節減はありえない。公の施設の管理運営を、利益を得ることを目的とする団体にゆだねる以上、その管理運営の内容や自主事業も含めたすべての収支が透明化される制度設計と民間事業者のインセンティブを高める制度設計が制度運用の両輪としてなされることが、指定管理者制度の目的達成のためには必要である。

　 (3) 大阪府においては、本監査結果報告書に記載した監査の結果及び意見を参照していただき、より充実した府民へのサービスの提供及び経費節減を達成できるよう尽力いただきたい。